

第3 平成15年度包括外部監査結果に係る措置状況

1 一般社団法人山形県農業会議補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	一般社団法人山形県農業会議補助金			
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課			
創設年度	昭和29年度			
終期年度	未設定			
補助金等の目的	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、 農業者の経済的地位の向上に寄与する			
補助対象事業の概要	一般社団法人山形県農業会議が職員を設置し、 事務所を管理運営するために要する経費に対して補 助を行う。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) 平成30年度山形県農業委員会ネットワーク機構 負担金等交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県農業会議			
補助金等の算出方法	補助対象経費から山形県農業委員会ネットワーク 機構負担金の額を控除して得た額の10分の10以 内の額			
補助対象経費	(1)平成30年4月1日以降の職員の設置に係る給 与費、法定福利費及び退職手当積立金に要する 経費 (2)平成30年4月1日以降の事務所の管理運営 (事務所賃借料、事務所管理費)に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	23,593	24,495	24,354	25,604
決算額	23,593	24,495	24,354	—
(財源) 一般財源	23,593	24,495	24,354	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	23,593	24,495	24,354	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査 結果	補助金の内容確認について 県では、農業会議に対して交付した補助金の内容確認については、実施報告書及び添付してある支払明細及び収支精算書を査閲しているが、農業会議の帳簿等の確認までは実施していない。 (意見) 実績報告書の作成に要した資料(補助元帳など)を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認することが必要である。
措置 状況	平成 15 年度補助金の実績報告より確認を行う。

(措置状況を確認するために実施した手続)

平成 30 年度分に係る経理状況等の確認調書、実績報告書及び審査書類の閲覧

(手続の結果)

実績報告書審査において、元帳や証拠書類により支出の内容を確認していること、実績報告書の内容が元帳等と一致していること等を確認していることを確かめた。また、補助金交付要綱に照らして、補助対象経費として適切に使用していることを確かめた。

2 農業近代化資金利子補給補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	農業近代化資金利子補給補助金
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課
創設年度	昭和 36 年度
終期年度	未設定
補助金等の目的	農業経営の近代化を促進する
補助対象事業の概要	農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して利子補給金を交付する
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号) 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程
補助金等の交付先(最終交付先)	農業協同組合等(農業者)
補助金等の算出方法	融資平均残高に対して農業近代化資金の種類ごとの利子補給率を乗じて算出する。
補助対象経費	利子補給金

補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		27,276	26,404	33,214	43,843
決算額		26,691	26,162	32,976	—
(財源)	一般財源	26,691	26,162	32,976	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		19	19	18	—
決算額÷交付先数		1,404	1,376	1,832	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査結果	<p>①貸出資金の滞留について</p> <p>「山形県農業近代化資金監査事務処理基準」においては、貸付の実行後長期(概ね 3 ヶ月程度)にわたって正当な理由なく貸付金が未使用である場合は不適正事例として処理されることとされている。</p> <p>平成 14 年度の新規貸付分で融資の実行から事業費の支払までに 3 ヶ月を超えたものはなかったが、2 ヶ月超のものが 5 件(貸付金額 29,900 千円)あった。この期間は資金が借受者の口座に滞留していることになり、無駄な利子補給金を支払っていることとなる。</p> <p>(意見)</p> <p>融資の実行は事業費の支払時期に対応して行われるべきであり、資金の滞留が生じないように指導する必要がある。</p>
措置状況	<p>各総合支庁において貸付管理台帳を整備するなど事業実施状況を常に把握するとともに、不適切な事例については所要の指導等を行っていく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①平成 30 年度分に係る該当事例の有無に関する質問
- ②平成 30 年貸付分の貸付管理台帳(事業実施状況の管理簿)の閲覧

(手続の結果)

各総合支庁において貸付管理台帳を整備し事業の実施状況を管理していることを確かめた。

監査結果	<p>②農業近代化資金完了報告書の提出</p> <p>「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、事業完了後 20 日以内に農業近代化資金事業完了報告書が融資機関に提出され、融資機関では現物確認調</p>
------	---

	<p>査を実施のうえ1ヶ月分を取りまとめて翌月20日までに県に写しを提出することとされているが、監査実施時（平成15年9月～10月）において未だ提出されていないものがかなりの件数見受けられた。</p> <p>（指摘）</p> <p>定められた期間内に提出を求める必要がある。</p>
措置状況	<p>各総合支庁において貸付管理台帳を整備するなど事業実施状況を常に把握するとともに、融資機関から事業完了報告書が期間内に提出されないなど不適切な事例については、所要の指導等を徹底していくよう措置した。</p>

（措置状況を確認するために実施した手続）

- ①平成30年度分に係る該当事例の有無に関する質問
- ②平成30年貸付分の事業完了報告書の閲覧

（手続の結果）

各総合支庁において、平成30年分の事業完了報告書は全て提出されていることを確かめた。

また、所定の提出期限後の提出について、貸付管理台帳により事業完了予定日等を管理することにより平成30年分は数件のみであること、該当事案については実態調査において指摘事項として通知する等により融資機関に指導していることを確かめた。

監査結果	<p>③実態調査の実施時期について</p> <p>「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、農業近代化資金事業完了報告書の提出を受けて実態調査を実施することとされているが、村山総合支庁では平成15年10月下旬に実施予定ということで未だ実施されていなかった。</p> <p>（意見）</p> <p>完了報告書の提出後速やかに実施すべきである。</p>
措置状況	<p>各総合支庁において速やかに実施するよう指導する。</p>

（措置状況を確認するために実施した手続）

- ①平成30年貸付分に係る実態調査及びその添付資料の閲覧

（手続の結果）

平成30年貸付分に係る各総合支庁の実態調査の実施状況は次のとおりである。

総合支庁	貸付件数	実態調査の実施状況
------	------	-----------

村山	67 件	平成 30 年 9 月から開始し、令和元年 8 月に実施完了している。
最上	3 件	完了報告書提出の翌月に実施完了している。
置賜	30 件	資料を閲覧した令和元年 12 月中旬の時点で未実施。 令和 2 年 1 月 15 日から開始し、令和 2 年 2 月までに実施完了 予定。
庄内	14 件	令和元年 6 月から開始し、令和 2 年 1 月に実施完了予定。

上記のとおり、各総合支庁の実態調査の実施時期は一定ではなく、また、置賜総合支庁については業務量と配置人員数の制約により、平成 30 年貸付分について、資料閲覧を行った令和元年 12 月中旬の時点で実態調査を実施していない。ただし、毎年 12 月から 3 月にかけて実施しており、平成 29 年分については平成 30 年 12 月下旬から実態調査を開始し、平成 31 年 3 月に実施完了している。

実態調査の実施時期について、「山形県農業近代化資金貸付対象事業実態調査基準」（平成 29 年 4 月 3 日最終改正 農担第 158 号）（以下、「実態調査基準」という。）では次のとおり規定されている。

「山形県農業近代化資金貸付対象事業実態調査基準」（平成 29 年 4 月 3 日最終改正 農担第 158 号）第 4 条より抜粋

第 4 条（調査の範囲）

調査は承認後一年以内の事業について行うものとする。ただし、必要があると認め
た場合はこの限りではない。

また、実態調査で訪問する各総合支庁管内の融資機関の立場からも、完了報告書を提出する都度実態調査に対応することは事務負担が大きく、年間の特定の日に融資機関の支店ごとに集約して実態調査が行われる現在の方法の方が受け入れ易いものとなっている。

以上より、貸付実施年の翌年度中に実態調査を実施完了している現在の対応は、「完了報告書提出後速やかに実施」しているとまでは言えないが、合理的であり、合規性上も問題ないものと考えらる。

(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について

しかし、置賜総合支庁では、平成 30 年中に実施した実態調査の際、平成 29 年貸付分の他に、同じ融資機関の支店が取り扱った平成 27 年貸付分 6 件及び平成 28 年貸付分 17 件を合わせて調査していた。これらの調査は実態調査基準第 4 条の規定に則っておらず、貸付年の翌年度中に調査を実施するべきである。【指摘事項】

(2) 各総合支庁の実態調査方法に関する情報共有と手続共通化について

各総合支庁の実態調査書及びその添付資料を閲覧したところ、実態調査の方法について、次の点が相違していた。

総合支庁	現地確認	調査用チェックリスト	チェック項目「目的外使用」	チェック項目「借受者への事後指導」※
村山	実施する	独自様式「チェックリスト」	あり	なし
最上	実施しない	独自様式「近代化資金実態調査チェック表」	なし	なし
置賜	他の補助金の完了検査で確認済の場合は省略可	独自様式「農業近代化資金実態調査チェックリスト」	あり	あり
庄内	実施する	独自様式「確認事項リスト」	あり	あり

※「借受者への事後指導」：「山形県農業近代化資金事務取扱要領」三の3(1)の規定に基づき融資機関が借受者の経営状況を随時把握するとともに適切な助言指導を行っているかの確認。

現地確認については、「実態調査基準」第3条で次のとおり定められており、必ず実施しなければならないものではないため、最上総合支庁では庁舎内で完了報告書の添付書類による書面審査のみ実施している。

「山形県農業近代化資金貸付対象事業実態調査基準」第3条より抜粋
第3条（調査の場所）

調査は、原則として、対象とする借受者等に係る融資機関の事務所及び事業実施場所等において行うものとする。ただし、必要に応じて知事（農業経営・担い手支援課、総合支庁）が指定する場所において行うことができる。

また、各総合支庁は、実態調査に際して、それぞれ独自に開発したチェックリストに基づく確認を行っており、基本的には「実態調査基準」及び「山形県農業近代化資金監査事務処理基準」に沿った確認項目となっているが、「目的外使用」「借受者への事後指導」は、総合支庁によって確認項目に含まれていないものもあった。

実態調査について、事業所管課である本庁農業経営・担い手支援課は、当該事務に関する統一的な手引きを作成し、貸付管理台帳の整備及び管理について標準化しているが、時期・方法等の具体的な点については、業務量や他の業務実施時期との兼ね合いで、各総合支庁に任せているのが現状である。

実態調査は、取り扱う総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要である。この点、本庁農業経営・担い手支援課では、年1回、全総合支庁担当者を対象にした研修会及び意見交換会を実施している。

一方で、本庁と総合支庁との事務・権限移譲により総合支庁が担当する業務は増加しながら、総合支庁農業振興課の職員数は、平成15年度と平成30年度を比較した場合、次のとおり減少している。

	村山	最上	置賜	庄内
平成 15 年度	30 人	15 人	20 人	24 人
平成 30 年度	21 人	14 人	17 人	15 人

こうした状況では、規定で定められていても物理的に実施できないことが生じうるものとする。

人口減少社会の中で働き方改革を実現していくため、本庁事業所管課が主導し、状況変化に応じた業務上のリスク評価の見直しを行い、リスクに重点を置いた実態調査等の事務を実施できるよう、具体的な実態調査の手続や各総合支庁が独自開発したチェックリスト等のツールについて情報共有・共通化等を検討されたい。【意見】

3 青果物価格安定対策事業費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	青果物価格安定対策事業費補助金
所管部課	農林水産部園芸農業推進課
創設年度	昭和 46 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	昭和 59 年度、昭和 62 年度、平成 5 年度、平成 8 年度、平成 13 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 30 年度
補助金等の目的	青果物の需給及び価格の安定を図る
補助対象事業の概要	(1) 野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業に係る生産者補給金交付準備金を造成する事業 (2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る生産者補給金交付準備金を造成する事業
補助金等の分類	その他事業費補助 (国庫補助に基づく補助)
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県青果物価格安定対策事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会 (農業者)
補助金等の算出方法	(1) ①当該事業により造成された生産者補給金交付準備金の 2 分の 1 に相当する額以内の額 ②当該事業の実施に要する事務的経費 (2) 当該事業により造成された生産者補給金交付準備金のうち

	①特定野菜供給産地育成価格差補給金に係るものの3分の1に相当する額以内の額 ②指定野菜供給産地育成価格差補給金に係るものの4分の1に相当する額以内の額			
補助対象経費	(1)②事務的経費の補助対象経費は、常務理事の人員費相当額である			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	4,891	9,632	11,499	20,160
決算額	4,891	9,630	11,498	—
(財源)				
一般財源	4,891	9,630	11,498	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	4,891	9,630	11,498	—

(平成15年度包括外部監査結果及び県の措置状況(平成19年9月8日現在))

監査結果	<p>①特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜について</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜の要件は「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね1/2を超えているか超える見込みが確実であること」となっているが、すいかについて、出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合は、平成13年度で37%、平成14年度で33%となっている。</p> <p>(指摘)</p> <p>すいかについては、平成12年度より実績が40%を下回っており、平成14年度において「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね1/2を超えているか超える見込みが確実であること」の要件を充たしているとは言い難く、特定野菜とすべきではなかったと考えられる。なお、平成15年度において、すいかは特定野菜から除外された。</p>
措置状況	<p>実績が40%を下回ったことを受け、平成12年度に「対象産地改善計画」を作成し、平成13年度から平成15年度までの3か年計画で共同出荷率向上を図った。これは制度上、要件を充足しなければ直ちに除外するものではなく、改善計画に基づき要件を充足するよう所要の措置を講じれば継続が認められることから、取り組んだもの。平成14年度は「対象産地改善計画」の計画期</p>

	間内であり、制度上継続が認められている期間である。なお、平成 15 年度から対象品目から除外した。
--	---

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①定期的な要件充足の確認状況に関する質問
- ②平成 30 年度の要件充足を確認できる資料の閲覧

(手続の結果)

特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜は、にら、アスパラガス、生しいたけの 3 品目あり、作付面積や共販率で一定の要件を満たす産地が補助対象となっている。県では、毎年対象産地に供給計画書の提出を求め、要件充足を確認している。

平成 30 年度の供給計画書を閲覧し、それぞれの品目について、特定野菜の要件を充足していることを確かめた。

監査結果	<p>②交付決定及び補助金支出の時期</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業の対象となる品目の出荷時期は、7 月～10 月である。交付決定は 10 月に行われ、支出は 11 月となっている。また、野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業費補助金は、造成時期を造成年度の翌年 5 月としている。(平成 10 年度以前の造成時期は造成年度であったが、平成 11 年度から造成時期を造成年度の翌年とした。)</p> <p>(意見)</p> <p>本来、基金の造成は対象となる品目の出荷時期前までに終了しておくべきである。</p>
措置状況	<p>作付け状況等を踏まえた申込が可能となるよう、出荷期間に応じて申込期限を区分しているが、その都度補助金の交付を行うことは事務執行上非効率であり、一括して補助金の交付を行うため、翌年度の交付としているが、銘柄産地価格安定資金造成事業については、さらに予算年度で 1 年の遅れがあるため、財政当局と協議しながら、適切な時期に補助金が交付できるよう、対応していく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現在の基金造成状況に関する質問

(手続の結果)

県の回答は次のとおりであり、措置状況の記載に従い対応していることを確かめた。

- 野菜等銘柄産地価格安定資金造成事業について、平成 19 年度の時点では、事業実施年度の翌年度に補助金を交付し、基金を造成していた。
- 現在は、前年度の事業実績が確定し、追加で造成する額が確定し次第、速やかに補助金を交付するよう見直しており、事業実施年度内に補助金を交付し基金を造成している。(平成 19 年度と比べて、補助金交付時期を 1 年前倒ししている。)

監査結果	<p>③事業事務費の補助額の根拠について</p> <p>野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業では事業事務費の補助を行っているが、その補助額は、現在青果物基金協会が常務理事の人件費として支払っている額と平成 7 年度の常務理事の人件費相当額との差額分となっている。</p> <p>(意見)</p> <p>運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制(公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む)等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきであると考え。</p>
措置状況	<p>県の新行財政改革大綱と改定後の公社等に関する指導指針の内容を踏まえ、来年度予算の編成時までに対応を検討していく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①事業事務費の補助に係る補助対象経費の内容に関する質問
- ②補助金交付団体の平成 30 年度事業報告・財務諸表の閲覧

(手続の結果)

事業事務費について、平成 30 年度は、常務理事の人件費として支払っている額を補助対象経費としてその全額を補助している。平成 15 年包括外部監査当時と比べて補助金額の算定方法が変更されており、その理由に係る県の回答は次のとおりである。

【県の回答】

青果物基金協会の運営に係る経費は、基本財産等の運用収入によって賄われているが、金利の低迷により運用収入が減少し、財務状況は厳しいものとなっていた。そこで、平成 19 年には職員数を見直し(1名減)、平成 20 年度には青果物価格安定対策事業加入者からの事務負担金の徴収を開始するなど、経営基盤の健全化を図ったが、状況が改善しなかったため、平成 22 年度から事業事務費を一部補助から全額補助に変更している。

当補助金の交付要綱によると、事業事務費の補助対象経費は「野菜等銘柄産地育成価格安定対策資金造成事業の実施に要する事務的経費として知事が別に定める額」であり、知事が別に定める額が、事務局長を兼任する常務理事の人件費相当額ということである。

一方で、補助金交付団体の平成 30 年度正味財産増減計算書内訳表を見ると、次のとおり、当補助金の交付事業である「価格対策事業」は、事業事務費に係る補助金額に近い額の黒字となっている。

《一般正味財産増減の部》

(単位：千円)

	価格対策事業	果樹関連事業	収益事業等	法人会計	合計
経常収益 (事業の部)	43,224	58,435	-	-	101,660
(管理の部)	12,508	4,472	6,100	1,533	24,615
経常費用 (事業の部)	43,224	58,435	-	-	101,660
(管理の部)	8,237	9,015	6,100	248	23,601
当期経常増減額	4,270	△4,542	-	1,285	1,013

当補助金は事業費補助であり、補助額が補助対象経費の範囲内であれば、補助金交付対象事業が黒字になること自体を否定するものではないが、平成 22 年度に補助金額の算出方法を補助対象経費の一部から全額補助に拡大する必要があったのか疑問である。

(1) 補助金交付団体の財務状況を根拠とした事業費補助の補助率変更について

事業費補助である当補助金の額の算出方法を変更した理由として、補助金交付団体自体の運営費が不足し財務状況が厳しいためという理由は合理的ではないと考える。事業費補助については、あくまで適切な補助対象経費を設定して補助金交付要綱に明記し、必要性を検証した補助率により算出する必要がある。その上で、補助金交付団体に対する運営費補助について、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があり、団体自体が自主財源の確保や効率的な運営を行う努力を十分実施してもなお財務状況が厳しい場合に、別の補助制度として検討するべきであるとする【意見】

4 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金
所管部課	農林水産部畜産振興課
創設年度	平成 13 年度

終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	死亡牛B S E 検査の円滑な実施を推進する			
補助対象事業の概要	死亡牛の一時保管施設である山形県家畜死体保冷保管施設の運営及び管理に要する経費に対して補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県死亡牛 BSE 検査体制支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県畜産協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費から保冷库利用料収入を差し引いた額又は 11,656 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	平成 30 年 4 月 1 日以降の死亡牛 B S E 検査のため、次に掲げる施設運営管理に要する経費 (1) 検査採材補助及び保冷保管施設の管理運営に係る人件費 (2) 光熱水費 (3) 生活排水及び汚泥処理費、産業廃棄物税 (4) 保冷保管施設点検修繕費用、除雪費用等道路維持管理費用 (5) 保険料、保安協会手数料、電話料、事務用品・保冷保管施設消耗品費、事務打合せ旅費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	11,656	11,656	11,656	10,857
決算額	11,594	10,773	10,974	—
(財源)				
一般財源	10,929	10,108	10,309	—
国庫	665	665	665	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	11,594	10,773	10,974	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査結果	①補助金に係る消費税等の仕入控除 交付先の畜産物衛生指導協会は消費税等の課税事業者であり、県では消費税等の納税状況につき事前に確認を行ったうえで交付する必要があったが、
------	---

	<p>実施していなかった。</p> <p>(指摘)</p> <p>補助金の対象となった事業について仕入控除額が発生するのであれば、仕入控除額相当額を差し引いた金額について補助金を交付することとなるため、交付先における消費税等の納税状況につき確認する必要がある。</p> <p>なお、畜産物衛生指導協会は平成 14 年度において特定収入割合が 5% を超えており、交付額に相違はなかった。</p>
措置状況	<p>畜産物衛生指導協会は、国が示している「畜産再編統合対策事業に係る消費税の取扱いについて」で、消費税相当額を含めて交付申請ができる事業実施団体に該当することから、消費税相当額も含めて補助金交付申請を行った。</p> <p>畜産物衛生指導協会の特定収入が 5% 以上であることを、同協会の収支決算書及び収支予算書より確認した。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現在の消費税仕入控除税額返還の要否確認の方法に関する質問
- ②平成 30 年度正味財産増減計算書の閲覧

(手続の結果)

質問により、県が毎年補助金交付団体の正味財産増減計算書入手し、特定収入が 5% 以上であることを確認しており、平成 30 年度も同様であるとの回答を得た。

また、平成 30 年度の正味財産増減計算書を閲覧し、受取補助金及び受取助成金の額の合計が、「一般正味財産増減の部」経常収益計と指定正味財産増減の部の当期増減額を合算した額の過半を占めていることを確かめた。

ただし、特定収入割合は、次の計算式により算定されるものである。(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 60 条第 4 項、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 75 条)

<p>特定収入割合＝特定収入の合計額</p> <p style="margin-left: 40px;">÷ (課税売上高(税抜き)＋免税売上高＋非課税売上高＋国外売上高</p> <p style="margin-left: 40px;">＋特定収入の合計額)</p>
--

特定収入に含まれる補助金の額等については、正味財産増減計算書から把握することができるが、特定収入の合計額や課税売上高(税抜き)の額は実際に消費税及び地方消費税の申告を行った事業者でないと把握できず、正確な特定収入割合を正味財産増減計算書から計算することは困難と考える。

県では、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙)で、補助金交付要綱上、交付申請

や実績報告、消費税及び地方消費税の申告後の各段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項を規定することを注意喚起している。

当補助金の交付要綱には、交付申請や実績報告の段階での確認条項は記載されているが、消費税及び地方消費税の申告後の段階で報告を求める条項が記載されていない。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）18 その他より抜粋

【規定例】

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第△号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について

特定収入を正味財産増減計算書のみから正確に把握することは困難であり、仕入控除税額と補助金交付が重複しないことを確認するための方法として、現行の方法によることに代えて、補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還」に係る条項を追加することを検討されたい。【意見】

5 地籍調査事業負担金

（補助金等の概要）

補助金等の名称	地籍調査事業負担金
所管部課	農林水産部農村計画課
創設年度	昭和 37 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	地籍調査が推進されることにより、土地取引の円滑化や行政の効率化に資する
補助対象事業の概要	国土調査法の定めに基づき、市町村が行う地籍調査に要する経費に対して負担金を交付する
補助金等の分類	その他事業費補助 (国庫負担金制度に基づく負担金)

根拠法令・交付要綱等の名称	国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号） 山形県地籍調査事業負担金交付規程			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 4 分の 3			
補助対象経費	市町村が行う地籍調査に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	359,853	382,969	328,021	156,260
決算額	235,050	259,151	235,607	—
(財源)				
一般財源	78,350	86,384	78,536	—
国庫	156,700	172,767	157,071	—
その他	—	—	—	—
交付先数	14	12	12	—
決算額÷交付先数	16,789	21,595	19,633	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査 結果	<p>①市町村への啓発活動について</p> <p>山形県の地籍調査の進捗度は平成 14 年度までで 45.5% (国土調整法第 19 条第 5 項指定を含む) となっている。これは、全国平均並であるが東北 6 県のなかでは最も低い水準にある。地籍調査については国より 10 ヶ年計画が策定されており、平成 14 年度でこの計画と実績とを比較すると、計画が全県で 46.9 k m² に対し実績は 32.0 k m² と下回っている状況にある。また、地域間の格差も目立ち、特に、上山市、天童市では未着手の状態である。</p> <p>(意見)</p> <p>地籍調査は国や県の意向だけで実施できるものではなく各市町村の協力を必要とするものである。このため、各市町村の協力を得られるよう、より啓発活動等に力を入れ、国の計画を達成することが望まれる。</p>
措置 状況	<p>地籍調査の目的及び重要性について、研修会等を通じて未着手・休止市町村等の意識向上に努めるとともに、関係機関と連携を強め一層の推進を図っていく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①平成 30 年度に地籍調査に対する意識向上のために実施した施策に関する質問
- ②県の地籍調査進捗率の状況に関する質問及び資料閲覧

(手続の結果)

地籍調査事業実施市町村の数について、平成 21 年度末と平成 30 年度末の状況は次の

とおりであり、未着手であった上山市は平成 24 年度、天童市は平成 26 年度から事業に着手し、事業実施中の 1 町が令和元年度に事業完了見込みである。

進捗状況	平成 21 年度末	減少	増加	平成 30 年度末
完了	4			4
緊急地域完了(※)	6		1	7
事業実施	11	△4 (完了1、休止3)	5 (再開3、着手2)	12
休止	12	△3	3	12
未着手	2	△2		0

(※) 優先的に地籍を明確にすべき地域が完了した状態をいう。

地籍調査対象面積に占める調査済面積の割合である地籍調査進捗率は、平成 21 年度末の 47.6%に対し、十箇年計画では平成 31 年度末で 56%を目標としているが、平成 30 年度末現在 49.2%となっている。また、国全体では目標 57%に対して平成 30 年度末 52%であり、国全体平均より若干下回っている状況である。

調査済面積では国全体平均や県の十箇年計画目標より下回っているが、未着手市町村がゼロとなり、また再開市町村もあることから、状況は改善しているものとする。

さらに、県では、平成 30 年度、次の事業を実施し、引き続き地籍調査事業の推進を図っていることを確かめた。

- 地籍調査事業実施概要の冊子及び概要図を作成し、全市町村へ配布し、地籍調査に対する意識向上を図っている。
- 休止市町村に対して、地籍調査に関する最新技術や活用事例が掲載されている機関誌の配布を行い、事業の早期再開を促している。
- 予算要求時、休止市町村に調書作成を依頼し、状況を把握のうえ再開の検討をお願いしている。
- 5月に国主催の国土調査研修を全市町村へ案内し、人材育成を通じた地籍調査事業の推進を図っている。(市町から7名の参加)
- 9月に国主催の制度運用研修会を全市町村へ案内し、調査精度の向上や最新技術の習得を図っている。(市町村から18名の参加)

6 山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金
所管部課	農林水産部農村計画課

創設年度	平成 23 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	土地改良事業に係る農家負担金の軽減を図る			
補助対象事業の概要	土地改良負担金償還平準化事業（国事業）に定める資金を土地改良区等に融通する融資機関に対して、締結した利子補給契約書に基づき利子補給を行う場合の経費に対して補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助 （国庫補助に基づく補助）			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	土地改良事業団体連合会			
補助金等の算出方法	1月1日から12月31日までの期間における平準化資金の融資平均残高に対して一定の割合で計算した金額の合計額から全国土地改良事業団体連合会が行う利子補給金の合計額を控除した額以内の額			
補助対象経費	上記利子補給金			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	21,645	16,034	11,075	7,543
決算額	21,645	15,323	10,716	—
(財源)				
一般財源	21,645	15,323	10,716	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	21,645	15,323	10,716	—

（平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況（平成 19 年 9 月 8 日現在））

監査結果	<p>①支払証憑の徴収について</p> <p>土地連より各土地改良区等が平準化資金として借入れた金融機関に支払いをしているが、県はその支払証憑等の写し等を徴収していない。</p> <p>（意見）</p> <p>支払いの事実及び正確さを確認するため、支払証憑等の写しを徴収すべきと考える。</p>
------	---

措置 状況	今後は、支払証券等の写しを徴収する。
----------	--------------------

(措置状況を確認するために実施した手続)

①平成 30 年度分に係る実績報告書及び添付資料、現地調査等審査書類の閲覧

(手続の結果)

実績報告書の添付資料として、交付先が金融機関に対して支払う利子補給金に係る支払証券として振込処理結果の写しを徴収していることを確かめた。

7 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金

(補助金等の概要)

No. 59「園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金」は、平成 15 年度包括外部監査の対象となった「やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金」の後継補助金である。

ただし、あくまで別個の補助金であるため、対象事業や交付要件等は異なる部分もある。措置状況監査においては、現行補助金に共通する部分について確認を行う。

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査 結果	<p>①営農集団への補助金の交付について</p> <p>営農集団が省力化・低コスト化機械設備導入推進事業の補助金を受ける場合、新たな営農集団が多数設立されている。</p> <p>(意見)</p> <p>本来、営農集団は各農家が集まって、より大規模で効率的な農作業を行うことや栽培技術を向上させるなどの目的で設立されるものである。補助金を受けるために営農集団が次々設立されるとなると、営農集団の趣旨から乖離してしまう可能性があると思われる。</p> <p>できる限り既存の営農集団を活用し、本来の目的から乖離してしまうような営農集団が増加しないようにすることが望ましい。</p>
措置 状況	今後はできる限りそうした営農集団が増加しないよう指導する。

(措置状況を確認するために実施した手続)

①営農団体の設立の状況に関する質問

(手続の結果)

現行の補助金制度が創設された平成 29 年度以降、補助金申請年度に設立された営農団体はあるが、省力化・低コスト化機械設備導入のための補助金を受けるためでなく、新たな品目や栽培技術等に取り組む目的での設立であり、措置状況で想定している営農団体の増加は認められない。

監査結果	<p>②投資効果の判断について</p> <p>事業実施要件として、事業実施要領第 5 事業の実施方針 2 において「投資に対する効果が適正か否かを判断するため、整備する施設等の導入効果について、分析を行うものとする。」となっているが、投資に対する効果が適正か否かの判断基準は明確にされていない。また、県は、事業実施計画書及びヒアリングによって総合的に判断しているとのことであるが、その資料等は残されていない。</p> <p>(改善策)</p> <p>事業実施が適切であるかどうかを判断するためには、事前に判断基準を明確にしたうえで導入効果を分析し、その経過を書類として整理・保存しておく必要がある。</p>
措置状況	<p>ヒアリングの段階で費用対効果を採択の重要な基準として設定し、事業計画書の内容に従い判断基準を明確に数値化して採否を決定することとしている。平成 16 年度からはヒアリングの資料や分析経過を書類として整理・保存する。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現行補助金の事業計画審査における投資効果の検討状況の質問
- ②事業計画書及び計画審査資料等の閲覧

(手続の結果)

現行補助金においては、次のとおり、判断基準を明確に数値化して採否を決定していることを確かめた。

- 補助要件として明確な成果目標を設定することとしている。
- 市町村に対する事前ヒアリングの段階で、総合支庁担当者や農業技術普及課の技術職員が事業計画の実現可能性について検討している。
- 必要に応じて上記検討内容は文書化している。

<p>監査 結果</p>	<p>③補助対象となった設備の使用状況の把握について</p> <p>補助金を受けた営農集団が適切に補助対象となった設備を使用しているか、また営農集団自体が活動しているかを確認するために「やまがた園芸農業拡大推進事業実施状況報告書」を提出させているが、組織の活動状況等の記載があまりなされていないケースや事業の効果等について十分記載されているとは言い難いものがある。</p> <p>(意見)</p> <p>補助対象となった設備の利用状況、営農集団自体の活動状況が具体的に確認できるよう十分な記載を指導する必要があると考える。</p>
<p>措置 状況</p>	<p>事業実施状況報告への記載について徹底させるため、総合支庁と連携しながら指導する。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現行補助金の事業実施状況報告への記載状況の質問
- ②事業実施状況報告の閲覧

(手続の結果)

現行補助金においては、事業実施状況報告に事業内容、販売額・所得額・生産コスト・契約割合・農業販売額・研修生・雇用人数等を具体的に記載する様式とし、組織の活動状況を記載するようにしていることを確かめた。

<p>監査 結果</p>	<p>④事業状況の把握について</p> <p>事後的に事業状況を把握するために、事業実施要領の第10報告等1において「市町村長は、やまがた園芸農業拡大推進事業の実施状況について、農林水産部長が定めるところにより知事に報告するものとする。」、2において「知事は、1の報告を受けた場合は、第5の事業の実施方針に沿って、事業目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施主体に対し、指導を行うものとする。」となっている。</p> <p>総合支庁において事業実施主体からの実施状況報告書は入手しているが、事業の達成度等の評価について取りまとめられている資料が作成されていない。</p> <p>(改善策)</p> <p>平成13年度から事業を実施していることを考えると実施状況の把握、評価が遅れているものと思われる。補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応</p>
------------------	---

	じその内容を検討する必要がある。
措置 状況	平成 16 年度からは事業実施状況報告書への記載について、徹底させるとともに達成度等の評価を集約、検討し、事業実施主体に対して指導を行う。

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①事業実施状況報告に基づく達成度等の評価及び指導の状況に関する質問
- ②事業実施状況報告の閲覧

(手続の結果)

事業実施状況報告は、毎年、事業実施主体から市町村へ4月30日まで提出され、市町村が事業の状況や改善方法等について評価した上で、5月31日までに県に提出される。県が市町村から提出を受け、評価の集約・検討・指導を行っていることを確かめた。

監査 結果	⑤農業協同組合に対して補助金を交付する場合の提出資料について 農業協同組合に対して補助金を交付した場合、農業協同組合は最終受益者からの利用料を低減して徴収することになるが、県では補助金を交付したことによって利用料が適切に低減され、補助金の効果が最終受益者に還元されているかどうかを把握していないものがある。 (意見) 補助金を受けた施設について、その効果が最終受益者に還元されていることがわかるような資料を報告させるなど、補助金の効果が最終受益者に還元されているか確認できるようにすることが望ましい。
措置 状況	今後は農業協同組合に対し、実施計画段階で利用料算定に係る資料を提出させ、受益者に還元されるものであることを確認する。

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現行補助金における利用料算定に係る資料の確認状況の質問

(手続の結果)

現行補助金においては、事業主体が農業協同組合かどうかに限らず、事業計画に共同利用機械・施設の管理運営に関する規程を添付することとし、内容を審査していることを確かめた。

監査 結果	<p>⑥採択要件の基準について</p> <p>事業の採択要件は、「概ね3,000㎡以上」のようになっているが、それぞれの基準数値以下でも事業が採択されている。これは、概ねを8割以上として取り扱っているためである。</p> <p>(意見)</p> <p>概ねを8割以上として取り扱うのであれば、採択基準を現在の8割にまで引き下げるなどして、裁量の余地を少なくすることが望ましい。</p>
措置 状況	<p>平成16年度の採択要件から概ねという表現を削除した。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

①現行補助金における補助要件の確認

(手続の結果)

「園芸大国やまがた産地育成支援事業実施要綱」を閲覧し、補助の要件に概ね等のあいまいな表現がないことを確かめた。

第4 平成21年度包括外部監査結果に係る措置状況

(平成21年度包括外部監査結果及び措置状況に関する県の回答-抜粋・要約)

監査結果	措置状況（平成22年12月末現在）
<p>(意見)</p> <p>補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。</p> <p>③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確すること。</p> <p>④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p>	<p>補助事業が目的どおりに実施されるよう指導等を十分に行っていく。</p> <p>審査会等について、異なる部署の職員も交えた審査会の開催や審査結果についての出席者の押印による決裁など、要領に従って適正に行っていく。</p> <p>現地調査、審査会への専門家の招へいについては、専門家の判断を仰ぐ必要のある案件が発生した場合に検討する。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

① 次の事項に関する質問

- 審査会の構成
- 審査会議事録等の有無
- 交付先の決定方法及び決裁承認過程等

② 次の資料の閲覧

- 補助金交付要綱
- 審査会設置要領等
- 審査実施に関する資料、審査会議事録等
- 交付決定に係る起案書等

1 3R研究開発事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	3R研究開発事業費補助金
所管部課	環境エネルギー部循環型社会推進課
創設年度	平成18年度
終期年度	未設定
補助金等の目的	県の循環型産業の創出育成を図る

補助対象事業の概要	事業者等が、バイオマス、廃プラスチック、汚泥等をはじめとした廃棄物分野において地域の特性を活かした3R（リデュース〈発生抑制〉、リユース〈再使用〉、リサイクル〈再生利用〉）技術の研究開発を事業者等が行う場合に要した経費に対して補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県3R研究開発事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	民間事業者			
補助金等の算出方法	(1) 先導的研究開発事業 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額と10,000千円のいずれか低い額以内の金額 (2) 研究開発・事業化調査事業 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と2,500千円のいずれか低い額以内の金額			
補助対象経費	原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、謝金、費用弁償、検査分析・試験等に関する委託費、共同研究費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	9,800	6,786	15,592	20,325
決算額	9,681	3,094	11,831	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	9,681	3,094	11,831	—
交付先数	2	3	5	—
決算額÷交付先数	4,840	1,031	2,366	—
申請先数	2	3	6	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県循環型産業事業評価委員会設置要綱		
審査会等の構成	有無	構成員の状況	
他部局等の職員の参加	無	①委員長 大学院教授	

	同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②委員	大学教授
	外部専門家の参加	有	③委員	大学院教授
			④委員	公益財団法人職員（経営支援）
			⑤委員	公益財団法人職員（研究員）
			⑥委員	税理士
	上記いずれも無の場合、その理由		-	
審査基準等の設定状況			評価基準及び評価方法が設定されている。	
審査内容の文書化の状況			審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。	
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況			審査結果について、審査会における採択の可否を踏まえ、環境エネルギー部長の決裁により最終的に決定している。	
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）			該当なし	

（監査の結果）

（1）評価委員に利害関係がある場合の評価委員会運営について

平成 30 年度に開催された第 1 回評価委員会において応募のあった 4 件のうち 3 件が、評価委員が共同研究者を務める研究開発事業の提案であった。なお、当委員会で提案された 4 件については、全て採択されている。

当委員会による評価方法は、第 1 次評価で個々の事業内容について 5 段階評価による個別評価を行い、第 2 次評価では第 1 次評価結果を基に総合的に必要な調整を行うことを主眼とした合議評価となっている。

共同研究者である評価委員は、利害関係のない 1 件については評価を実施し、利害関係のある 3 件については評価を実施していない。しかし、第 1 次評価、第 2 次評価の場に同席し、議事録によると、第 2 次評価では発言も行っている。

利害関係がある提案に評価委員が同席している状況について、県では次の回答のとおり、公平な評価が行われていると認識している。

【県の回答】

1 次評価・2 次評価での同席はあるものの、共同研究者であるため審査及び評価の権限はなく、発言はあってもオブザーバーとしての発言である旨審査員全員が共通理解のもと、評価を行っている。

該当する委員は委員長でなく、また、共同研究者となっている事業でも不採択となる場合もあり、評価は公平に行われているものと認識している。

確かに、当委員会による評価は、競合する提案から選定する評価ではなく各提案事業

内容の個別評価であり、かつ1次評価は評価者による平均点による評価であるため、県の回答のような共通理解のもと評価が行われている場合、公平な評価が行われるものとする。しかし、第2次評価は合議評価であり、オブザーバーとしての発言であるとしても、同席することにより評価に影響を与える可能性があるとする。

よって、外観的にも疑義を与えず、より公平な評価・選定を行うため、利害関係がある評価委員は、該当する提案を評価しないだけでなく、当該案件に係る評価委員会自体を欠席してもらい、その評価委員が知見を有する分野に係る他の専門家に出席を求める等の方策を検討されたい。【意見】

「山形県循環型産業事業評価委員会設置要綱」第5条より抜粋
(会議)
第5条 委員長は、評価委員会の会議の議長となる。
2 委員長は、評価委員会の運営に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

募集案内によれば第1回評価委員会は、3月30日までに申請されたものを4月26日に評価実施するスケジュールであり、申請案件の内容と評価委員の利害関係を把握してから委員以外の専門家を探す十分な時間があるものとする。

なお、県では、評価の更なる公平性確保のため、次期の委員改選時(令和2年度当初)にあっては、共同研究者となる可能性の低い研究者(他県を活動拠点とする研究者等)に新たに委嘱する方向で検討している。

2 やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金
所管部課	子育て推進部若者活躍・男女共同参画課
創設年度	平成25年度
終期年度	未設定
補助金等の目的	若者の主体的な取組みの実現化の機会を提供し、若者の県づくりへの参加を促進し、若者が力を発揮できる環境づくりを進める
補助対象事業の概要	若者グループ(高校生～30歳代の若者2名以上)が地域課題の解決や地域の元気創出に資する次の事業を行う場合に要する経費を補助する。 (1)一般型

	地域の課題を解決する、又は地域の元気を創出し、地域や山形県全体の活性化につながる事業 (2) 県政課題対応型 県が捉えている様々な地域課題について、若者自ら企画し実行解決することで、地域の元気を創出する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	若者グループ等			
補助金等の算出方法	補助希望額(査定後)(100万円以内)			
補助対象経費	講師等に係る謝金及び旅費、若者グループ構成員旅費、印刷製本費、消耗品及び材料購入費(燃料費代を含む。)、通信運搬費、委託費、保険料、使用料、人件費(ただし、補助金額の3割以内)、工事請負費(ただし、補助金額の5割未満)、備品購入費、広告費、手数料、負担金			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	10,000	10,000	9,000	6,480
決算額	9,208	9,401	8,859	—
(財源)				
一般財源	9,208	9,401	8,859	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	13	11	11	—
決算額÷交付先数	708	854	805	—
申請先数	13	26	32	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	やまがた若者チャレンジ応援事業審査委員会設置要綱		
審査会等の構成	有無	構成員の状況	
他部局等の職員の参加	有	①委員長(民間) 大学教授	
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②民間委員 地域振興サポート企業代表	
外部専門家の参加	有	③民間委員 NPO法人事務局長	
		④行政委員 教育庁社会教育担当	

		⑤行政委員 子育て推進部若者活動支援担当
	上記いずれも無の場合、その理由	-
審査基準等の設定状況		設置要綱において、審査項目、審査にあたってのポイント、採点方法及び採点の基準が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		審査結果について課長決裁のうえ、知事に協議している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		書面により不採択の通知を行い、審査委員からのアドバイス等を添付している。

(監査の結果)

該当なし。

3 介護のお仕事プロモーション事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	介護のお仕事プロモーション事業費補助金
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課
創設年度	平成 28 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県民や県内の学生等の介護職への理解を促進し、興味関心を高め、また、介護職が進路・就職先の選択肢の一つとして認識されるようにする。
補助対象事業の概要	介護職に関する情報を、県民や県内の学生等、特に介護職に興味関心のない層を含む若年層及びその保護者、教員等に向けて分かりやすく発信するために要する経費に対して補助を行う。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県介護のお仕事プロモーション事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	民間
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は 150 万円のいずれか低い額と、総事業費から寄付金その他の収入額を

	控除した額とを比較して少ない方の額とする。			
補助対象経費	謝金、旅費、印刷製本費、食糧費、消耗品・材料購入費、自動車燃料費、保険料、通信運搬費、委託料（補助総額の3分の2以内）、使用料、人件費（補助総額の2分の1以内）、研修費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	8,644	8,100	7,433	8,000
決算額	7,804	7,732	7,190	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	7,804	7,732	7,190	—
交付先数	9	8	6	—
決算額÷交付先数	867	966	1,198	—
申請先数	15	8	6	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	平成30年度介護のお仕事プロモーション事業に係る審査方法について	
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①委員長 担当課長 ②委員 担当課長補佐 ③委員 課長補佐（地域包括ケア推進担当） ④委員 課長補佐（介護事業担当）
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	
外部専門家の参加	無	
上記いずれも無の場合、その理由		効果的に介護の魅力発信ができるかどうかの判断となるため、介護業務に精通している所管課により審査を行っている。
審査基準等の設定状況	審査項目、審査にあたってのポイント、配点及び配点の基準が定められている。	
審査内容の文書化の状況	書類審査のため議事録は作成していない。ただし、審査委員からの意見については別途取りまとめ、各交付団体に伝えている。	
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況	審査結果について課長決裁により決定している。	
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）	該当なし	

(監査の結果)

該当なし。

4 NPO活動促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	NPO活動促進事業費補助金			
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課			
創設年度	平成20年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	山形県社会貢献活動促進基金を活用し、NPO等による県民生活の向上など公益増進に資する活動を支援する			
補助対象事業の概要	NPO等が実施する次の事業に要する経費に対して補助を行う。 (1) 団体支援助成事業 (2) 協働助成事業（一般型-重点課題部門/県政課題部門/自由提案部門、テーマ希望型）			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県社会貢献活動促進基金条例 平成30年度山形県NPO活動促進補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	NPO等			
補助金等の算出方法	山形県NPO推進委員会で審査・採択した額以内の額（ただし、一団体への補助金は1,000万円を上限とする。）			
補助対象経費	講師等に係る謝金、旅費、印刷製本費、消耗品及び材料購入費、通信運搬費、保険料、人件費（ただし、補助金額の3割以内）、委託費（ただし、補助金額の2割以内）、備品購入費、修繕費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	28,248	25,441	28,558	37,000
決算額	20,914	25,117	28,317	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	20,914	25,117	28,317	—

	交付先数	37	40	33	—
	決算額÷交付先数	565	627	858	—
申請先数		52	49	35	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		山形県NPO推進委員会設置要綱 やまがた社会貢献基金審査部会運営要領			
審査会等の構成	有無	構成員の状況			
他部局等の職員の参加	無	①協働部会長（学識経験者） 大学教授			
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②委員（学識経験者） 大学教授			
外部専門家の参加	有	③委員（経済界代表） 金融機関職員			
		④委員（NPO活動実践） NPO法人理事			
		⑤委員（NPO活動実践） NPO法人理事			
上記いずれも無の場合、その理由		—			
審査基準等の設定状況		募集要項において、審査方法、選考ポイント等が定められている。			
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。			
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		山形県NPO推進委員会において審査を行い、審査結果（出席委員、議事録含む）に基づき、観光文化スポーツ部長決裁により決定している。			
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		採択先への通知書面には、委員のアドバイスを記載している。不採択先への通知書面には委員のアドバイスの記載は行っていないが、口頭により連絡している。			

(監査の結果)

該当なし。

5 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（小規模6次産業化施設整備支援事業）

(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（小規模6次産業化施設整備支援事業）
所管部課	農林水産部農政企画課

創設年度	平成 29 年度			
終期年度	平成 30 年度			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	地域の特産農産物等を活用し農産加工に取り組む生産者等を支援することにより、県内で生産される農林水産物を原材料とした付加価値の高い農産加工商品開発を推進する。			
補助対象事業の概要	地域の特産農産物等を活用した加工商品の開発又は生産量の拡大のための小規模な農産加工施設の整備、加工機器の導入等に要する経費に対して補助を行う。 (応募要件) 事業に係る販売額が3年後に現状の1.2倍以上となるもの			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金交付要綱(小規模6次産業化施設整備支援事業)			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費(その額が300万円を超えるときは300万円)の3分の1以内の額			
補助対象経費	既存設備改造等に係る建設工事費、委託料、加工機器購入経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	8,000	2,153	—
決算額	—	7,073	2,137	—
(財源)				
一般財源	—	7,073	2,137	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	11	3	—
決算額÷交付先数	—	643	712	—
申請先数	—	11	3	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業(小規模6次産業化施設整備支援事業)審査会要領
-------------	---

審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①外部委員 経営支援アドバイザー ②外部委員 団体総務課 ③外部委員 食ビジネスプランナー ④内部委員 農業総合研究センター研究員 ⑤内部委員 農林水産部農政企画課長
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	
外部専門家の参加	有	
上記いずれも無の場合、その理由	-	
審査基準等の設定状況		審査会要領及び審査会審査基準表により、審査方法、配点、採択の基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		書類審査のため議事録は作成していない。ただし、審査委員提出の審査票及び集計結果等を記録として保管している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		各審査委員提出の審査票集計後の審査結果について農林水産部長の決裁により決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

6 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（6次産業化施設整備支援事業）

(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（6次産業化施設整備支援事業）
所管部課	農林水産部農政企画課
創設年度	平成29年度
終期年度	平成30年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農家所得の向上や雇用の創出、地域内の連携・協働による地域の活性化を図る
補助対象事業の概要	農林漁業者自ら又は直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けたプロジェクト計画を策定した場合、当該プロジェクト計画に必要な施設整備や機械導入等に要する経費に対して補助を行

	う。 (プロジェクト計画の要件) ① 5年後の事業目標が次のいずれの要件も満たす 取組みであること ・ 導入施設等に関する産出額が現状の2倍以上 ・ 雇用創出 375 人日以上 ②事業費が 300 万円以上			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業 費補助金交付要綱(6次産業化施設整備支援事業)			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費と上限額(個人:3千万円、団体:1 億円)のいずれか低い額の3分の1に相当する額 以内の額			
補助対象経費	プロジェクト計画の目標実現に直接的に必要な事 業であって、事業実施計画に基づく事業に要する 経費(土地の取得及び賃借に係る経費、人件費及 び原則として主たる目的が単に肥育の用に供する 家畜の購入費を除く。)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	84,021	81,095	—
決算額	—	46,584	81,571	—
(財源)	一般財源	46,584	81,571	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	8	10	—
決算額÷交付先数	—	5,823	8,157	—
申請先数	—	9	10	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業 (6次産業化施設整備支援事業)プロジェクト計 画審査会要領		
審査会等の構成	有無	構成員の状況	
他部局等の職員の参加	無	①外部委員 大学教授	

同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②外部委員 一般社団法人理事 ③外部委員 民間企業社長 ④外部委員 金融機関職員 ⑤外部委員 研究機関理事 ⑥内部委員 農林水産部技術戦略監 ⑦内部委員 農林水産部農政企画課長
外部専門家の参加	有	
上記いずれも無の場合、その理由		
審査基準等の設定状況		プロジェクト評価基準表により、評価項目、着眼点、配点及び配点基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		各審査委員提出の審査票集計後の審査結果について農林水産部長の決裁により決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

7 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（スモールビジネス創出支援事業）

(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（スモールビジネス創出支援事業）
所管部課	（事業）農林水産部農政企画課 （交付事務）各総合支庁地域産業経済課
創設年度	平成29年度
終期年度	平成30年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農山漁村の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かし、女性や若者等の新たなチャレンジにより付加価値や雇用を生み出す地域内起業を推進する
補助対象事業の概要	女性や若者等が主体となった団体・組織が次の取組みを行う場合、当該事業に要する経費に対して補助を行う。

	(1) チャレンジ段階の取組み ①商品開発に向けた事業プランづくり ②加工品・雑貨・小物の試作 ③食品等成分分析 ④市場調査 ⑤料理・体験メニューの開発 ⑥その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動 (2) ビジネス化段階の取組み ①加工商品等のデザインやパッケージの開発 ②試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 ③地域活性化につながるイベントの企画開発や試行 ④その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（スモールビジネス創出支援事業）			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は300,000円のいずれか低い金額			
補助対象経費	旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	6,500	3,216	—
決算額	—	6,146	2,627	—
(財源)				
一般財源	—	3,073	1,314	—
国庫	—	3,073	1,313	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	38	17	—
決算額÷交付先数	—	161	154	—
申請先数	—	38	17	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業
-------------	------------------------

		(スモールビジネス創出支援事業及び商品・販売力向上支援事業) 事業企画提案審査会開催要領
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①委員長 (各総合支庁) 産業経済部長
同部局内の他の所管課の職員の参加	有	②委員 (各総合支庁) 地域産業経済課長
外部専門家の参加	無/ 一部有	③委員 (各総合支庁) 農業振興課長
		④委員 (各総合支庁) 農業技術普及課長
		⑤委員 (各総合支庁) 農村計画課長
		⑥委員 (各総合支庁) 森林整備課長
		⑦外部委員 (村山総合支庁のみ) 公益財団法人職員
上記いずれも無の場合、その理由		-
審査基準等の設定状況		計画審査表により、評価項目、要件、審査内容、審査基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会議事録としては作成していないが、審査会における質疑応答について審査会概要として作成している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		各審査委員提出の審査表集計後の審査結果について、開催要領別紙様式第1号で定められている様式により取りまとめ、各総合支庁産業経済部長の決裁により決定している。
審査結果の不交付先への報告状況 (アドバイス等の共有等)		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

8 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金(商品・販売力向上支援事業)
(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金(商品・販売力向上支援事業)
所管部課	(事業) 農林水産部農政企画課 (交付事務) 各総合支庁地域産業経済課
創設年度	平成29年度
終期年度	平成30年度
補助金見直しを行った年度	該当なし

補助金等の目的	農産加工等の既存商品のブラッシュアップや新商品開発、販路拡大に取り組む生産者等を支援することにより、農業者の6次産業化事業への定着や拡大を促進する			
補助対象事業の概要	<p>生産者等が次の事業を行う場合、当該事業に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>(1) 商品等のブラッシュアップや開発活動</p> <p>①商品試作やレシピづくり</p> <p>②商品のデザインやパッケージの開発</p> <p>③食品等の成分分析や保存試験</p> <p>④市場調査やテストマーケティングの実施</p> <p>⑤その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動</p> <p>(2) 販路開拓やPR活動</p> <p>①販売促進活動</p> <p>②商談会への出展</p> <p>③商品PR活動</p> <p>④その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（商品・販売力向上支援事業）			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1以内の額（上限額は50万円）			
補助対象経費	謝金及び旅費、委託料、印刷製本費、消耗品及び材料購入費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料、商談会等出展経費、備品購入費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	2,000	1,548	—
決算額	—	1,334	1,220	—
(財源)				
一般財源	—	667	610	—
国庫	—	667	610	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	6	6	—
決算額÷交付先数	—	222	203	—

申請先数	-	6	8	-
------	---	---	---	---

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業 (スモールビジネス創出支援事業及び商品・販売力向上支援事業) 事業企画提案審査会開催要領			
審査会等の構成	有無	構成員の状況		
他部局等の職員の参加	無	①委員長 (各総合支庁) 産業経済部長		
同部局内の他の所管課の職員の参加	有	②委員 (各総合支庁) 地域産業経済課長		
外部専門家の参加	無/ 一部有	③委員 (各総合支庁) 農業振興課長		
		④委員 (各総合支庁) 農業技術普及課長		
		⑤委員 (各総合支庁) 農村計画課長		
		⑥委員 (各総合支庁) 森林整備課長		
		⑦外部委員 (村山総合支庁のみ) 公益財団法人職員		
上記いずれも無の場合、その理由		-		
審査基準等の設定状況	企画提案審査表及び審査基準表により、審査項目、要件、審査内容、採点基準等が定められている。			
審査内容の文書化の状況	審査会議事録としては作成していないが、審査会における質疑応答について審査会概要として作成している。			
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況	各審査委員提出の審査表集計後の審査結果について、開催要領別紙様式第1号で定められている様式により取りまとめ、各総合支庁産業経済部長の決裁により決定している。			
審査結果の不交付先への報告状況 (アドバイス等の共有等)	該当なし			

(監査の結果)

該当なし。

9 食産業王国やまがた推進事業費補助金

(補助金等の概要)

No. 54 「食産業王国やまがた推進事業費補助金」参照

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		食産業王国やまがた推進事業プロジェクト計画審査会要領
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①外部委員 公益財団法人職員（経営支援関係） ②外部委員 金融機関職員（企業支援関係） ③外部委員 公益財団法人職員（6次産業化推進） ④内部委員 農林水産部次長 ⑤内部委員 農業総合研究センター研究員
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	
外部専門家の参加	有	
上記いずれも無の場合、その理由		-
審査基準等の設定状況		評価基準表により、評価項目、着眼点、配点及び配点基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、業務報告書を作成し、議事録及び採点表集計結果を記録している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		審査結果について、審査会における採択の可否を踏まえ、農林水産部長の決裁により最終的に決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

10 農業水利施設保全合理化事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	農業水利施設保全合理化事業費補助金
所管部課	農林水産部農村計画課
創設年度	平成24年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農業水利施設の機能を効率的に保全する
補助対象事業の概要	土地改良区等が、次の事業を実施した場合、事業の実施に要する経費に対して補助を行う (1) 施設計画策定事業 (2) 水利用調整事業

	(3)管理省力化施設整備事業			
補助金等の分類	その他事業費補助 (国庫補助に基づく補助)			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県水利施設等保全高度化事業費 補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村、土地改良区			
(うち審査会開催分)	吉野川土地改良区			
補助金等の算出方法	(1)施設計画策定事業 補助対象経費の 100 分の 100 以内 (2)水利用調整事業 補助対象経費の 50%以内 (3)管理省力化施設整備事業 ①農業用排水施設の整備並びに農業用排水 施設に附帯する施設の整備 補助対象経費の 54%以内 ②農業用排水施設に附帯する安全施設の整備 補助対象経費の 65%以内			
補助対象経費	(1)施設計画策定事業 及び(2)水利用調整事業 調査・調整費(賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入 費、技術員手当等、共催費、補償費、資材購入 費、機械賃料) (3)管理省力化施設整備事業 工事費(純工事費、測量設計費、用地費及び補 償費、船舶機械器具費)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	10,180	81,810	107,100	40,400
決算額	10,180	81,810	77,100	—
(うち審査会開催分)	—	—	20,000	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	10,180	81,810	77,100	—
その他	—	—	—	—
交付先数	6	11	8	—
(うち審査会開催分)	—	—	1	—
決算額÷交付先数	1,697	7,437	9,638	—
申請先数	6	11	8	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		山形県置賜総合支庁産業経済部補助金等適正化審査会設置要領
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①審査会長 置賜総合支庁産業経済部長 ②副会長 置賜総合支庁地域産業経済課長 ③審査員 置賜総合支庁産業経済部各課長
同部局内の他の所管課の職員の参加	有	
外部専門家の参加	無	
上記いずれも無の場合、その理由		-
審査基準等の設定状況		農林水産部所管補助事業等計画審査チェックリストにおいて審査項目が定められている。
審査内容の文書化の状況		上記チェックリストに基づく審査結果を「補助事業等計画審査に関する意見書」とともに審査会の開催記録として保管している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		「補助事業等計画審査に関する意見書」における審査員の押印による決裁で決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。